

平成30年12月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

4番 中城 峯雄 君

11番 沖 徹信 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

第 4 報告第 9号 専決処分の報告について

第 5 報告第10号 専決処分の報告について

第 6 議案第66号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 7 議案第67号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 8 議案第68号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

第 9 議案第69号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

第10 議案第70号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第3号）について

第11 議案第71号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

第12 議案第72号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて

第13 議案第73号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2
号）について

第14 議案第74号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

- 第15 議案第75号 御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第76号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第77号 平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第78号 町道の路線認定について
- 第19 議案第79号 御船町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について
- 第20 同意第 3号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第22 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 清水 聖 君 | 2番 森田 優二 君 |
| 3番 岩永 宏介 君 | 4番 中城 峯雄 君 |
| 5番 福永 啓 君 | 6番 田上 忍 君 |
| 7番 藤川 博和 君 | 8番 池田 浩二 君 |
| 9番 塚本 勝紀 君 | 10番 田中 隆敏 君 |
| 11番 沖 徹信 君 | 12番 井本 昭光 君 |
| 13番 岩田 重成 君 | 14番 田端 幸治 君 |

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	田 中 智 徳 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	健康づくり支援課長	本 田 太 志 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	野口 壮一 君	学校教育課長	坂 本 朋 子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） ただ今から、平成30年度第9回御船町議会定例会12月会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、中城峯雄君、11番、沖徹信君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を12月3日に開催し、各種案件、定例会12月会議の進行等について協議を行いました。第9回御船町議会定例会12月会議の議事日程は、12月13日から同月19日までの7日間と決定しました。

議会全員協議会を12月10日に開催し、それぞれの事案について協議を行いました。

次に、今回受理しました陳情第11号、県産木材による建築物の木造化及び木質化の促進、外構施設への県産木材の利用促進、土木資材への県産木材の利用促進等の要望書については、机上配布となりました。

また、陳情第12号、御船町嘱託員及び区内調整員の設置並びに報酬等に関する条例の改正についての陳情書については、総務文教常任委員会へ付託することとしました。

次に、11月30日、議会審議会室において、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、熊本市政策参与の中村健氏を講師として、「御船町議会は何を期待され、決算・予算審議を通じて」と題し、議会独自研修会を開催しました。研修は第1に目指すゴールの共有、明確化、第2に現状の把握、第3に方法・手法について、マニフェストを中心に全員が参加してのゲームを取り入れられたわかりやすい研修となりました。

次に、11月21日に、第62回町村議会議長全国大会が「地方創生の実現を目指して」をテーマに開催されました。会長の櫻井正人宮城県岐阜町議会議長から「地方創生の成功なくして、町村の未来はない」との危機感を持って地方創生に取り組む覚悟と、また国という大樹を支える根の役割を果たす町村を断ち切るような合併の強制や道州制度導入といった政策を、実施主体を強く求められました。大会終了後にはジャーナリスト手嶋龍一氏による「激動の21世紀をどう生きるか、中・ロ・朝鮮半島情勢と日米同盟」と題して特別講演がありました。

次に、視察受け入れについて報告をします。11月15日に、長崎県川棚町議会の研修を受け入れ、議会運営及び議会活性化についての意見交換を行いました。11月9日に平成30年度上益城郡町議会議員研修会及び第44回上益城郡町議会議員親善スポーツ大会が開催されました。熊本県知事公室危機管理防災課、危機管理防災企画官の有浦隆氏による「人材その育成から活用・提携のマニュアル」として講演がありました。その後スポーツ大会ではグラウンドゴルフ競技が行われ、御船町議会は団体で優勝を勝ち取ることができました。

次に、一部事務組合議会関係について報告をします。御船地区衛生施設組合議会視察研修、上益城広域連合例月現金出納検査及び御船町甲佐町衛生施設組合議会定例会がそれぞれ開催をされました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査、10月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

11月15日及び16日に、役場第二分庁舎において全職員を対象としたコンプライアンス研修を行いました。講師として、第一法規株式会社の広瀬陽一郎氏を招き、地方公務員法の解説をもとに、コンプライアンスの基本的な考え方を学びました。今後も、町民から信頼される職場づくりに向けて研修を重ねていきたいと思っております。

次に、職員採用試験の状況について報告します。11月21日にカルチャーセンターにおいて、来年度の新規採用二次試験を実施しました。試験の結果、一般事務4名、保育士2名、栄養士1名、社会人土木技師2名を合格者と決定し、現在採用に向け手続きを進めています。

また、11月21日には任期付職員の採用試験を行い、来月、1月1日付けで土木技師2名、4月1日付けで保育士1名をそれぞれ採用する予定としています。

次に、企画財政課について報告します。

12月8日に九州中央自動車道小池高山インターチェンジから山都中島西インターチェンジ間の開通記念ウォーキングイベントが開催されました。山都中島西インターチェンジを終着点に、上野吉無田インターチェンジで折り返す往復5.4キロメートルで行われ、約1,500人の参加者が高速道路を歩きました。上野吉無田インターチェンジは、地元の特定非営利活動法人愛郷吉無田によるぜんざいが振る舞われました。

12月16日、午後3時には九州中央自動車道小池高山インターチェンジから山都中島西インターチェンジの延長10.8キロメートルが開通することが決定しており、同日の午前10時から御船小学校体育館において開通式典が行われるほか、小池高山インターチェンジでセレモニーが執り行われる予定となっています。

次に、建設型仮設住宅及びみなし仮設住宅の供用期間について報告します。やむを得ない理由により供用期間までに退居できない入居者に対し、4年目の延長が認められることとなり、11月14日から29日までささえ合いセンター及び福祉課と連携し、供用期間延長要件や再建支援等について説明会を開催しました。延長については、すべての入居者との面談が必要なため、役場1階フロアに専用窓口を開設し、福祉課と連携しながら対応を行います。

次に、福祉課について報告します。

11月20日に町内介護保険事業職員を対象として、高齢者権利擁護推進研究会を開催しま

した。全国的に介護施設職員による高齢者虐待事案が増加していることにあり、原因として職員の教育、知識、介護技術等の不足や、介護疲れ、ストレスなどが挙げられています。この現状を踏まえ、高齢者の権利擁護に関する正しい知識と理解を目的に研修会を行い、約50人の参加者がありました。参加者の意識や意欲の向上につながることを期待しています。

次に、こども未来課について報告します。

放課後児童クラブの施設創設・拡張工事の入札は、11月26日に行われ、御船しいのみクラブ、木倉あけぼのクラブ、高木うさぎクラブ、それぞれに施工業者が決定しました。御船小学校につきましては、空き教室を変換することとなり、来年3月中旬の竣工を目指し、3クラブの工事契約を締結しました。現在、本町には九つのクラブがあり、年々登録児童数も増加しています。今年度は町内小学校児童総数968人のうち、約38%の367人が利用しており、来年度も1クラス増える予定となっています。

次に、健康づくり支援課について報告します。

11月8日及び10日に、平成30年度第2回御船町健康診査を実施し、347名の健診受診者がありました。現在熊本心ケアセンターが実施した心と体の健康に関する調査結果に基づき、見守りが必要な方への個別訪問を実施しています。対象者は高齢者が多く、周囲と付き合いがあまり見られない方もおられますので、特に見守りが必要と思われる方は、関係機関と情報を共有し、今後も引き続き支援を行ってまいります。

次に、農業振興課について報告します。

平成30年産の水稻につきまして、病虫害の被害や台風等の自然災害の影響も少なかったこと、収穫時の天候にも恵まれたことにより、御船町を含む県北地域の水稻の作況について、やや良という結果となりました。

次に、商工観光課について報告します。

上野吉無田インターチェンジの開通により吉無田高原緑の村への交通アクセスが格段によくなり、より多くの集客が期待できるようになります。現在、スターウォッチングイン吉無田を毎月1回開催しており、吉無田高原の魅力度アップと星の森ヴィラの利用度アップにつなげていきたいと思えます。今後観光ホームページの改修により、さらに御船町の魅力を発信し、冬場の集客に向け、ウインターバージョンの企画等を関係団体と連携し、計画していきます。

次に、建設課について報告します。

平成28年4月24日に中原団地及び周辺世帯に発生していました避難指示について、11月27日、午前10時に解除手続きを行いました。その後、熊本県健康福祉課へ長期避難世帯認定解除申立書を提出し、解除通知が同日付けでありました。このことを受け、中原団地及び周辺世帯の方々は避難されていた仮設住宅等の供与期間が残り1カ月となり、年内には帰還されることとなります。当日まで再建策の判断に悩まれた世帯もあり、最終的には36世帯の方々が中原団地に帰還されることとなります。

次に、買取型災害公営住宅の整備について報告します。11月8日に旭町及び西木倉地区災害公営住宅整備事業に係る事業者選定委員会が開催されました。当該審査結果を受け、旭町地区については大和ハウス工業株式会社熊本支店に、西木倉地区につきましては積水ハウス株式会社熊本支店に決定しました。今後、基本協定に向けた事務手続きを進め、早期完成を目指していきます。

次に、環境保全課について報告します。

水道管の老朽化に伴い、高木地区配水管布設替工事3工区、万ヶ瀬秋只地区配水管布設替3工区の入札を、11月19日に行いました。平成31年3月中旬の竣工を予定しています。

次に、今年度2回目となる、通常では収集できないごみの特別収集を11月25日に町民グラウンド駐車場で実施しました。持ち込み件数が89件あり、約5トンの収集実績となっています。

次に、学校教育課について報告します。

今回補正予算で審議いただく中に、小学校の空調設備・整備事業を計上しています。先週熊本県から、本町からの申請に沿った商品を認めた旨の情報提供がありました。公式の文書は届いていませんが、来年夏の稼働に向けて、委託中の実施計画を可能な限り早急にとりまとめるよう、再度依頼したところであります。

次に、社会教育課について報告します。

11月11日に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催されました第40回少年の主張全国大会に、御船中学校3年生の生徒が出場し、全国3位に当たる国立青少年教育振興機構理事長賞を受賞しました。これを機にさらなる飛躍を期待するところです。

次に、11月18日に開催されました第17回町民スポーツ大会に、各地区から約840名の参加がありました。地区会の親睦も深めながら、心地よい汗を流されました。競技の結果は

総合優勝が高木地区で3連覇となりました。

また12月9日に第43回上益城郡町対抗駅伝が開催されました。上益城郡内から5町7チームが参加し、御船町は4位となりました。

以上で、行政報告を終わりますが、最後に、議員の皆様も御存じのとおり、来年4月には御船町においても統一地方選挙が行われます。私も町長就任以来3年8カ月となり、まもなくその任期が終わろうとしております。

振り返りますと、私は日本一住みたい町をテーマとして、御船町に暮らす人たちを一人でも多く笑顔にしたい。この笑顔あふれる町づくりを基本に町政運営に当たってきました。住民訴訟によって失われた町政の信頼回復、給食センター問題、防災行政無線の設置や吉無田高原の環境を守る問題等、蓄積されていた懸案事項の解決などさまざまな問題に取り組み、実行してまいりました。

この間、議会や町民の皆様の御理解、そして何よりも町職員の皆様の奮闘、頑張りがあったからこそ実現できたものだと心から感謝の思いでいっぱいであります。

また町長就任後、1年もたたずして熊本地震、町民の皆様の生命と財産を守る最高責任者として指揮に当たりました。切れることのない電話や来訪者、毎日、毎時間が最終判断の連続の中、私を後押ししてくれ助けてくれたのはやはり職員の皆様でした。御船町職員のチームワークがあったからこそ、この震災からの混乱期を乗り越えられたと心から思います。

熊本地震からの復旧・復興を筆頭に、今や御船町は大きな転換期を迎えております。地方創生総合戦略、復興計画の実施、子どもたちの教育環境の充実、町民福祉の向上、企業誘致の実現など、行政としてはまだまだ町民の皆様のためにやらなければいけないことが数多くあります。まちづくり計画プロジェクト、お伺い行政、ありがとう行政など、町長として誇れる御船町職員とともにやり遂げなければならないことが、まだまだ数多くあります。

そこで、私にしかできない2期目の舵取りを行うべく、次期町長選に出馬する決意を固めたので、この場を借りて表明いたします。

どうか、議員の皆様並びに町民の皆様におかれましても、御理解いただきますようお願い申し上げます。

すべては御船町の未来、町民皆様の笑顔のために出馬をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（田端幸治君） 日程第3、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を行います。

本件は、熊本県後期高齢者医療の広域連合規約第8条第1項の規定によって1名を選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行います。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定をしました。

これにより、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、藤木正幸町長を指名します。

お諮りします。

ただ今議長から指名しました藤木正幸町長を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今議長から指名しました藤木正幸町長が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただ今当選されました藤木正幸町長が議場におられます。

会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

○町長（藤木正幸君） ただ今御指名いただきました。現在熊本県におきまして後期高齢者医療は大変厳しい状況にあります。しかしながら、皆さん方のお力をお借りして、よりよい運営ができますよう頑張りますので、今後とも御支援のほうよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 報告第9号 専決処分の報告について**

**日程第5 報告第10号 専決処分の報告について**

- 日程第 6 議案第66号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第69号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第10 議案第70号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第71号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第72号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第73号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第74号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第75号 御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第76号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第77号 平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第78号 町道の路線認定について
- 日程第19 議案第79号 御船町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について
- 日程第20 同意第3号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（田端幸治君） 日程第4、報告第9号、「専決処分の報告について」から、日程第22、諮問第2号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」まで19件を、会議規則第37条の規定

に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決処分の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第12号、工事請負変更契約の締結について。

報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第13号、工事請負変更契約の締結について。

議案第66号、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に鑑み、御船町の一般職の職員の給料月額、宿日直手当の額、期末手当の額及び勤勉手当の額を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第67号、御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、特別職の期末手当の額を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第68号、御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、御船町議会議員の期末手当の額を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第69号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更する。

提案理由。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第70号、平成30年度御船町一般会計補正予算（第3号）。平成30年度御船町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億3,105万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億9,857万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

一時借入金の補正。第4条、一時借入金の借入れの最高額に20億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を40億円とする。

議案第71号、平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,408万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,118万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第72号、平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,028万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第73号、平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,203万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第74号、平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,352万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第75号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ578万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,495万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第76号、平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,701万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第77号、平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）。総則。第1条、平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成30年度御船町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億4,481万1,000円は過年度分損益勘定内部留保資金で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

債務負担行為。第4条、債務負担行為の追加は次表のとおりにする。

議案第78号、町道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

提案理由。町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第79号、御船町と熊本県との間に平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、平成28年5月20日に熊本県に委託した平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を、平成31年3月31日をもって廃止するため、熊本県と協議することとする。

同意第3号、御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について。御船町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住所、御船町大字滝尾6523番地87。氏名、藤岡正視（ふじおか まさみ）。生年月日、昭和28年8月9日。

提案理由。固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、御船町木倉872番地1。氏名、鋤崎澄夫（すきざき すみお）。生年月日、昭和22年10月23日。

提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定

により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、御船町滝尾370番地3。氏名、甲斐克己（かい かつみ）。生年月日、昭和19年11月14日。

提案理由。人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、内容につきまして詳細説明を行います。お手元の議案書3ページ、それに4ページを御覧いただきたいと思います。まず、この報告第9号につきましてですけれども、4ページに記載しておりますとおり、御専第12号です。本件につきましては、工事請負変更契約の締結ということになります。

まず、工事名ですが、町道下鶴堂山線道路災害復旧工事であります。変更の内容につきましては、アスファルト表層工の数量増による増額。また、沿線を流れます水路につきましては、埋塞土砂の除去及び水路機能確保のための石積を施工したことによる増額ということになります。

工事場所につきましては、御船町大字滝尾地内です。

当初契約額が4,530万6,000円、変更契約額が289万5,605円の増額となります。変更後の契約額が4,820万1,605円であります。

契約の相手方につきましては、町内の明和建设株式会社であります。

続きまして、5ページ、6ページになります。報告第10号、御専第13号であります。これも同じく工事請負変更契約の締結となります。

工事名が、中原団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事であります。変更内容につきましては、住宅敷地表面水処理のため側溝布設を追加することによる増額。法面崩土内に埋まっておりました崩壊間知ブロック産廃処理分の変更による増額です。そして、住宅側擁壁復旧工事に係りませう間知ブロックから中型ブロックへと施工の変更を行ったことによる増額となります。

工事場所につきましては、御船町大字辺田見地内。現契約額が1億6,250万9,730円、変更契約額が453万1,945円の増額となります。変更後の契約額につきましては、1億6,704万1,675円となります。

契約の相手方につきましては、町内のやすらぎ・明和復旧・復興建設工事共同企業体であります。

次に、7ページからになります。議案第66号です。8ページを御覧いただきたいと思えます。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。2条立てとなっておりますけれども、まず、第1条で、提案理由にもありましたとおり、給与改定、人事院勧告に伴う給与改定が行われております。その関係で、まず宿日直手当の改正、それから勤勉手当におきまして、12月に支給する額につきまして、その率につきまして0.05月分加算をしております。また、別表をそこに掲載しておりますけれども、本俸の改正も同時に行うこととしております。概ね若年層で1,500円、高齢者層で400円程度の改正となります。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。2条で、勤勉手当の額の支給率を改めております。ただし、施行日が若干変わってまいります。1条で説明したものについては、公布の日からの施行、そしてこの2条分につきましては、来年の4月1日からの施行ということになります。

続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。同じく、先ほど提案理由で説明がありましたとおり、人事院勧告に基づきまして改定をするものであります。期末手当の額、これまでが「100分の152.5」でありましたものを、「100分の157.5」に改めるというものであります。

また第2条につきましては、これも来年の4月以降の施行になりますけれども、若干、今年までは6月と12月までの支給率に差がありますけれども、来年の4月以降はそれを6月、12月均等にするという内容となります。

続きまして、17ページ及び18ページです。御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。これは、先ほど、議案第67号で説明しましたとおり、同様のものですけれども、これは町議会議員の分についての、内容については先ほどと同じような改めの内容となります。

次に、19ページです。議案第69号です。熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更であります。提案理由にありましたとおり、自治法に伴ってこの規約を改正する必要がありますので、今回議案として提出をしているものであります。これは、一部事務組合の総合事務組合に加入しております組合の一つの名称が変更になったということで、今回県下構成市町村すべての同文議決が必要ということになります。

私からは以上です。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私から、議案第70号、平成30年度御船町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。補正予算書をお手元にお開きください。6ページを御覧ください。債務負担行為の補正になります。この6ページから12ページまでが、平成31年4月1日以降契約を移行します公用車リースや各種委託業務などの債務負担行為になります。また、平成31年10月からの消費税増税分に係る増額分も併せて計上しております。

続きまして、13ページを御覧ください。地方債補正になります。6億710万円を追加しまして、補正後の限度額は25億16万1,000円になります。まず、消防施設整備事業債1,700万円を追加し、補正後の限度額は2億1,090万円です。これは、南田代第3区積載車格納庫建設に係る分となります。

次に、社会福祉施設整備事業債640万円を減額し、補正後の限度額は720万円です。これは、補助基準額及び補助率変更に伴い、学童保育クラブ施設整備事業に係る地方債の減額補正となります。

次に、宅地耐震化事業債2,700万円を追加し、補正後の限度額は5億8,040万円です。これは、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、宅地耐震化推進事業に係る事業費の増によるものです。

次に、公共土木施設災害復旧事業債2億5,240万円を追加し、補正後の限度額は3億8,080万円です。これは、平成28年度熊本地震における町道94路線の単独災害復旧事業になります。

次に、学校教育施設等整備事業債3億1,710万円を追加しまして、補正後の限度額は3億6,280万円です。これは、小学校6校の空調設備及び御船小学校ブロック塀改修並びに御船中エレベーター設置に係る地方債の増額になります。

14ページを御覧ください。事項別明細書、歳入になります。主なものを申し上げます。14款、国庫支出金、補正額1億74万2,000円、補正後の予算額は34億9,446万9,000円です。主なものは、学童保育クラブ建設に係る補助基準額及び補助率変更に伴い、子ども・子育て支援整備交付金1,516万2,000円の増、個別宅地復旧に係る大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金1,050万円の増、復興係数の嵩上げ及び遠隔地労働者確保等に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金2,000万円の増、地域採択3件分の調査測量設計委託に係る

宅地耐震化推進事業拡充補助金750万円の増、学校教育施設のブロック塀、冷房設備対応臨時特別交付金3,748万2,000円の増です。

次に、15款、県支出金、補正額7,472万3,000円。補正後の予算額は14億372万8,000円です。これは、応急仮設住宅維持管理費用、移転費用、被災宅地復旧事業、地域コミュニティ施設再建事業に係る平成28年熊本地震復興基金交付金5,069万8,000円の増。復興係数の嵩上げ及び遠隔地労働者確保等に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金1,000万円の増となります。

次に、17款、寄附金、補正額6,000万円。補正後の予算額は2億3,001万1,000円です。これは、実績見込みによるふるさと納税寄附金6,000万円の増となります。

次に、21款、町債、補正額6億710万円。補正後の予算額は25億16万1,000円です。先ほど地方債補正で説明申し上げましたとおりとなります。

次に、15ページを御覧ください。事項別明細書の歳出になります。主なものを申し上げます。2款、総務費、補正額1億1,096万円。補正後の予算額は16億3,458万1,000円です。主なものは、ふるさと納税基金積立金6,000万円の増、またふるさと納税返礼品等の経費として4,503万円の増です。

次に、7款、土木費、補正額5,895万9,000円です。補正後の予算額は26億1,689万3,000円です。主なものは、被災宅地復旧事業支援事業交付金4,300万円の増、企業誘致に係る広域調整に関する立地評価及び交差点協議のための都市計画マスタープラン改定委託料272万円の増、滝川仮設団地利活用に係る測量設計・不動産鑑定委託料220万9,000円の増です。

次に、9款、教育費、補正額3億5,185万3,000円。補正後の予算額は11億3,204万4,000円です。主なものは、小学校5校分の空調設備に係る施工監理委託料及び工事請負費3億3,461万7,000円の増、木倉小、高木小の児童用のいす、机購入費330万円の増、中学校エレベーター設置工事280万8,000円の増となっております。

次に、10款、災害復旧費、補正額3億5,640万7,000円。補正後の予算額は29億3,501万4,000円です。主なものは平成28年熊本地震に係る町道94路線の単独災害復旧工事2億5,249万2,000円の増、宅地耐震化事業に係る設計業務及び工事請負費8,680万円の増です。

以上、補正額合計で9億3,105万2,000円。補正後の予算額は136億9,857万7,000円になります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第71号、平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。予算書をお手元にお開きください。4ページを御覧ください。債務負担行為の補正となります。国保実績システム並びに管理業務2業務を計上しております。

5ページを御覧ください。事項別明細書、歳入となります。主なものを申し上げます。12款、繰越金、補正額2,400万円。補正後の予算額は3,982万2,000円です。前年度繰越金を予算化したものとなります。

6ページに移ります。歳出です。2款、保険給付費、補正額2,400万円。補正後の予算額は17億3,828万8,000円です。これは、手術費用等の増加並びに高額補装具給付による一般高額療養費の増となります。

以上で、国保特会の説明を終わります。

続きまして、議案第72号、平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。予算書をお手元にお開きください。4ページを御覧ください。債務負担行為の補正となります。公用車リースやシステムサポート業務など16業務について、ここに計上しております。

5ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。7款、繰入金、補正額190万6,000円、補正後の予算額は3億89万3,000円です。職員給与や地域支援事業費等に係る一般会計からの繰入金になります。

6ページに移ります。歳出です。主なものを申し上げます。1款、総務費、補正額56万3,000円、補正後の予算額は5,797万1,000円です。給与会計等で20万9,000円の増、介護保険指定事業者管理システム導入に係る事業として31万8,000円の増となります。

3款、地域支援事業費、補正額33万1,000円。補正後の予算額は1億3,255万3,000円です。給与改定等で21万1,000円、元号対応に係るシステムサポート委託料として7万6,000円となっております。

以上で、介護特会の説明を終わります。

続きまして、議案第73号、平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。補正予算書を手元にお開きください。4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入となります。3款、繰入金、補正額13万円。補正後の予算額は8,053万9,000円です。給与改定等に係る一般会計からの繰入金となります。

5 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費、補正額13万円。補正後の予算額は957万4,000円です。給与改定等に係る補正となります。

以上で、後期高齢者特会の説明を終わります。

続きまして、議案第74号、平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。4 ページを御覧ください。債務負担行為の補正になります。料金所に設置しております券売機及び両替機リースや消防設備点検委託など、4 業務をここに計上しております。

5 ページに移ります。事項別明細書、歳入となります。主なものを申し上げます。5 款、繰越金、補正額63万6,000円。補正後の予算額は63万7,000円です。前年度繰越金を予算化したものとなります。

6 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費、補正額66万2,000円。補正後の予算額は5,322万3,000円です。主なものはキャンプ場作業員賃金63万6,000円の増となっております。

以上で、緑の村特会の説明を終わります。

続きまして、議案第75号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。4 ページを御覧ください。債務負担行為の補正となります。浄水センター維持管理業務や汚泥運搬処分業務など6 業務をここに計上しております。

5 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。4 款、繰入金、補正額317万6,000円。補正後の予算額は2億3,146万3,000円です。一般会計からの繰入金となります。

5 款、繰越金、補正額261万1,000円。補正後の予算額は2,057万3,000円です。前年度繰越金を予算化したものです。

6 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費、補正額578万7,000円。補正後の予算額は1億6,971万2,000円です。給与改定等により103万8,000円の増。確定申告に伴う消費税納付金474万9,000円の増となっております。

以上で、公共下水道特会の説明を終わります。

続きまして、議案第76号、平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。予算書の4 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入となります。5 款、繰入金、補正額117万5,000円。補正後の予算額は1,478万5,000円です。これも一般会計からの繰入金となります。

5 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費、補正額117万5,000円。補正後の予算額は8,671万9,000円です。主なものは、防災行政無線監視カメラ等設置に係る機械ケーブル引込工事及び設計委託料112万7,000円の補正となっております。

以上で、情報特会の説明を終わります。

続きまして、議案第77号、平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。補正予算書の2 ページを御覧ください。債務負担行為の補正になります。これは、公用車のリースとなっております。

3 ページを御覧ください。収益的収支の収入になります。54万円の補正の内容としましては、御船警察署からの受託工事収益となっております。

4 ページに移ります。収益的収支の支出になります。57万9,000円の補正内容としましては、職員の給料、手当、法定福利費合わせまして、人件費が3万9,000円の増、御船警察署の水道管布設替工事費54万円となっております。

5 ページを御覧ください。資本的収支の支出になります。1万8,000円の減額補正の内容としましては、小坂地区配水管布設替工事設計委託料が389万2,000円の減、平成31年度高木地区の水道管布設替設計委託料が220万円の増、中辺田見地区水道管布設替工事が167万4,000円の増となっております。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、引き続き議案書のほうをもとに説明をいたします。議案書の20ページを御覧いただきたいと思います。議案第78号です。町道の路線認定についてでありますけれども、路線番号が、そこに書いてありますとおり、第41号です。路線名が小坂八竜1号線となります。起点が大字小坂字宮田709-3から、終点が同じく、字宮田の752番地の地先となります。具体的な位置につきましては、議案等説明資料のほうに平面図を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、21ページです。議案第79号です。御船町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託の廃止についてということでありますけれども、これは、議案等説明書に關係資料を掲載しております。この協議を廃止する場合の議案として提出し議決を得る必要があります。そのことが今回この議案として提出している主な理由となります。

続きまして、22ページです。同意第3号です。ここから、先ほど町長から住所、氏名、

生年月日等について説明がありましたので、議案等説明資料で少し説明をしたいと思います。議案等説明資料の27ページです。固定資産評価審査委員のほうです。主な経歴について申し上げますと、最後が御船町役場職員のOBでありまして、最後が水環境課長を歴任しておられます。そして平成26年3月に退職をしておられる方です。

続きまして、諮問第1号についても、同じ議案等説明資料で御説明いたします。住所、氏名、生年月日については、先ほど町長から説明をしております。主な経歴につきまして申し上げます。最後が、この方につきましては、益城町立益城中央小学校長を最後に退職をしておられる方です。その後は、嘉島町教育委員会や御船町教育委員会等に勤務をいただいております。今現在、御船町体育協会の副会長でいらっしゃる方です。

最後に、諮問第2号です。この方につきましては、主な経歴の中でありまして、甲佐町立甲佐小学校長を最後に退職をいらっしゃいます。その後12年間は学校法人御船学園等で講師を務めておられた方です。今現在は御船町公民館滝尾分館長をなさっておられる方となります。

以上で終わります。

○議長（田端幸治君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 散会